

銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）

改正案	現行
<p>第一章 国際統一基準（連結自己資本比率）</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）並びに、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第五項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第三章において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（この章及び第三章において同じ）。</p>	<p>第一章 国際統一基準（連結自己資本比率）</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6（新設）</p>

(補完的項目)

第五条 第一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第一条の算式の分母の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券について帳簿価額の合計額から取得原価の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二 六 (略)

(補完的項目)

第五条 第一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第一号に掲げるものについては、帳簿価額の計算上、その評価の方法として低価法(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第三十四条第一項第一号ロに掲げる低価法をいう。以下同じ。)を選定した有価証券に係るものに限り算入することができるものとし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第一条の算式の分母の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 有価証券の時価と帳簿価額との差額の四十五パーセントに相当する額

二 六 (略)

(削除)

2 | (略)

3 | (略)

第六条 (略)

(控除項目)

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項中「金融機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 預金保険法第二条第一項に規定する金融機関

二 五 (略)

第七条の二 第十条 (略)

第二章 国際統一基準 (単体自己資本比率)

第十一条 第十三条 (略)

2 前項第一号中「有価証券」とは、銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)(第二十一条の三第二項第一号に掲げるものをいい、「時価」とは同号に定める価額をいう。

3 | (略)

4 | (略)

第六条 (略)

(控除項目)

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項中「金融機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 預金保険法第二条第一項に規定する金融機関並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会及び労働金庫連合会

二 五 (略)

第七条の二 第十条 (略)

第二章 国際統一基準 (単体自己資本比率)

第十一条 第十三条 (略)

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 } 6 (略)

7 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表規則第八条第二十一号に規定するものをいう（この章及び第四章において同じ）。

(補完的項目)

第十五条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったもの）にあつては、毎年、残存期間

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 } 6 (略)

7 (新設)

(補完的項目)

第十五条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第一号に掲げるものについては、帳簿価額の計算上、その評価の方法として低価法を選定した有価証券に係るものに限って算入することができるものとし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母の一・二五パーセントを限度として算入

が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。() については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券について帳簿価額の合計額から取得原価の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二 六 (略)

(削除)

2 | (略)

3 | (略)

第十六条 第二十條 (略)

第三章 国内基準 (連結自己資本比率)

第二十一条 第二十二条 (略)

(基本的項目)

することができるとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったもの)にあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。() については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 有価証券の時価と帳簿価額との差額の四十五パーセントに相当する額

二 六 (略)

2 | 前項第一号中「有価証券」とは、規則第二十一条の三第二項第一号及び第二号に掲げるものをいい、「時価」とは同号に定める価額をいう。

3 | (略)

4 | (略)

第十六条 第二十條 (略)

第三章 国内基準 (連結自己資本比率)

第二十一条 第二十二条 (略)

(基本的項目)

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

第二十四条、第二十五条の二 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について帳簿価額から取得原価を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

第二十七条 (略)

第四章 国内基準（単体自己資本比率）

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

第二十四条、第二十五条の二 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

第二十七条 (略)

第四章 国内基準（単体自己資本比率）

第二十八条、第二十九条（略）

（基本的項目）

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2（略）

第三十一条、第三十二条（略）

（信用リスク・アセットの額への換算方法等）

第三十三条 第二十八条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特別海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について帳簿価額から取得原価を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

第二十八条、第二十九条（略）

（基本的項目）

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2（略）

第三十一条、第三十二条（略）

（信用リスク・アセットの額への換算方法等）

第三十三条 第二十八条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特別海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

第三十四条（略）

附則

この告示は、その他有価証券の時価評価を行う銀行について適用するものとし、当該銀行以外の銀行については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、この告示による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件を適用する。

第三十四条（略）

（新設）